

令和7年度 第2回 西伊豆町総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 令和8年2月18日(水) 午後2時00分～午後2時40分
- 2 開催場所 仁科地区津波等避難施設 2階 避難所
- 3 出席者 町長 星野 淨 晋
教育長 鈴木 秀 輝
教育委員 高橋 浩
教育委員 影山 やえみ
事務局長 朝倉 通 彰
- 4 欠席者 教育委員 長島 宗 紀
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 事

- (1) 令和8年度西伊豆町教育行政の基本方針(案)について
- (2) 教育施策全般について

事務局長：定刻より5分早いですけど皆さんお揃いですので、ただ今から令和7年度第2回西伊豆町総合教育会議を開会いたします。それでは、開催にあたりまして町長からご挨拶をお願いいたします。

町長：皆さんこんにちは。大変ご多用のところ第2回西伊豆町教育総合会議にお集まりをいただきましてありがとうございます。今日の議事といたしましては、令和8年度の西伊豆町教育行政の基本方針(案)についてということと、教育施策の全般についてということで、後ほど教育長の方から学校における業務改革プラン(案)というものを示させていただくことになっております。なかなか幼保の問題であるとか、小学校・中学校の問題が進まない状況でございまして、なかなか私ももどかしいところがございますけれども、やはり子どもの数が減っても守ってあげないというものであったりとか、やっぱり教育というものがちゃんとできていないところには、いくら移住とか定住をお願いしたとしてもなかなか魅力にならないのかなというふうに思っておりますので。「田舎だけだあそこの行くといいよね。」と言ってもらえるような教育環境の強化をすることが必要なのかなというふうに思っております。最近、皆様も耳にされているかと思いますが、AIという人工知能がすごい速さで成長してきておりまして、これからホワイトカラー要はサラリーマン的などか、画面を相手にして仕事をしている人たちがAIに置き換わって、どちらかという現場であったりとか一次産業、もしくは0から1を作る仕事というのが重要になってくると思いますので、やはり子どもの成長もありきたりの作業をするというよりは、想像力とか発想力を持った子どもたちを育てるということも必要なのかなというふうに思っておりますので、この小さな田舎ではございますけれども、そういう子どもたちを育ていけるような施設とか教育に対する考え方を皆さんと共有をさせていただいて西伊豆町の子どもを育てて行ければというふうに思っておりますので、また忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。よろしくようお願いいたします。

事務局長：ありがとうございました。それでは、引き続き議事に入りますが議事に進行は座長であります町長をお願いいたします。よろしくようお願いいたします。

町長：それでは議事の(1)令和8年度西伊豆町教育行政の基本方針(案)について事務局から説明をお願いします。

教育長：私の方から説明します。1枚目の西伊豆町教育大綱が2023～2026年度になっています。来年度いっぱいまでとなっています。令和8年度の重点目標につきましては、このページについては去年と変えてはありません。目指すことは同じですので同じです。中身の方が先月、校長・園長会で話をして少し練り直したところがありますので2ペー

ジ目、3ページ目の方の説明をさせていただきます。令和8年度の主な取組ですけれども、園のより安全な教育・保育環境の整備を進める。また小学校・中学校の豊かな学びができるそれぞれの教育環境の整備を進めるというふうに、ちょっと抽象的と指摘させているところもありますけれどもここも同じであります。2つ目、園や学校で自分の生活や周囲の問題を改善するための道筋や方法を考え、進んで実行することの大切さを子どもたちが理解するように指導する。3つ目、園や学校で健康で安全な日常生活を心掛ける習慣を養うと共に、JRC防災教育プログラムなどを利用して自然災害に正しい知識を持ち、自ら考え判断し危険から身を守る行動を身に付けることを目的に、他者への思いやりや命の大切さを学び取る力を育む。4番目、学校では道徳や特別活動において、園では学びや地域の人との交流を通して、仲間と助け合い、優しさや思いやりの心を周りの人に対する奉仕する心と実行力を育てる。3番目・4番目は少し変えてあります。5番目、学校では感情を理解制御し、他者との良好な関係を築き、目標に向かって努力する社会的情動スキルを育成するために静岡県版SEL新人間関係作りプログラムを利用して、子どもたちの幸福度と自己有用感を高めると共に不登校の削減に努めるとしてあります。ここでは、社会情動的スキルという人との関わりの色んなスキルというんでしょうか、そういうものですよ。静岡県版のSEL人間関係作りプログラムというのは、集団の中での自分の状態とか個々の生徒がアンケートみたいなかたちで答えていくとその生徒の状況、心理的な状況とかそういうのが人間関係とかそういうものが分かるというものです。こういうものを使って学校の先生が子どもの満足度とかそういうものを数量的に見るということで、子どもたちの満足度というか幸福度それと子どもたちが自分は価値がある人間だというようなところを高めて行くような指導をしてもらいたいなと思っています。6番目、学校ではタブレット等の情報機器を活用した教育を充実させる。①デジタル教科書や学習アプリを活用して、児童・生徒の学習意欲を高める授業や個々に応じた学習支援を行い、情報活用能力及び情報モラルを育成する。②プログラミング教育を推進し、思考力や想像力・問題解決能力を育成する。③不登校児童・生徒の学力を保障できるように家庭や教育支援センターとの連携、オンライン事業の充実及び学びの支援に取り組む。8年度からタブレットが今のiPadからグーグルクロームというものになります。それはまた使いやすくなるということですので、そちらを使って色々なデジタル教科書・アプリそういうものを利用して行って、学力の向上とか情報モラルの育成とかにまたこれ一層高めてもらえたらと思います。①②③の内容的には同じであります。7番目、学校では児童・生徒の学力の向上や豊かな心の育成のために独自の計画を策定し、特色ある学校作りを進める。ここも大きくは変えてありません。8番目、教育委員会は町予算による学習支援員や複式学級補助員等の人的支援を継続する。今、支援員は仁科小で4人、賀茂小で2人、西伊豆中で2人。複式補助が仁科小と賀茂小で1人ずつとなっております。来年もこの辺は変わりません。この学習支援員さんですけれども、本当は各クラスで勉強がちょっと立ち止まっている子とかいたら、そういう人にそういう子どもを色々なクラスに行って面倒を見てもらうというものなんですけれども、現在は各学級普通学級に本来なら特別支援学級相当の子が何人かおります。それなので、そういう子の対してつきっきりというところも仁科小などでは出ています。9番目、地域の教育力を活かし、学校の負担を軽減しながら地域に開かれた学校にするために教育委員会と学校で連携して、持続可能なコミュニティスクールに必要な体制の準備を進めるとあります。国の方からもコミュニティスクールを進めるようにというのは何年か前から行われていて、今、松崎町も去年ちょっと取り掛かり始めたんですけど実際には動いていないと。この前、校長会の方でちょっと10月に勉強会をやって、その後この前1月には松崎町と合同で島田先生をお呼びしてコミュニティスクールの勉強会などをやっております。要は今、保護者とか地域の方を集めて学校評議員会ですね、色々意見を言ってもらおうのがありますけれどもコミュニティスクールになりますとその中で地域の方たちから校長への助言だけではなくて、具体的な意見ですね、そういうものを求めること、主張することが言うことができるということ

になります。人事についても教育委員会に意見を言うことができるかというところもありますけれども、少し内容がかなり学校運営に食い込んだ内容を果たすことができるかなと思います。これだけだと学校の負担が大きくなってしまいますので、これと併せて学校運営協議会ですね。地域の方に学校に来てもらって色々な作業というか正月の飾り作りであるとか、逆に町の祭りの方に出かけたりだとかというのを一緒に地域の方と取り組んでもらうというのがあります。地域の方にどんどん入ってくださいます。それを進めるためには、それを色々段取りしてくれる人が必要になってくるかなと思います。そういう方がもしいらっしゃれば町の予算で報酬というか手当を払ってそういう方にやってもらおうと続くのかなと思います。この前ちょっと教育委員会でも話しましたね。そのようなかたちでちょっと人を雇うようなことができれば、8年度は無理でも8年度に少し土台を作って9年度からそういう段取りをしてくれる人なんかを雇ったりしながらできるようになると良いかなと思っています。その足掛かりとなるのが来年かなと思います。10番目、教育委員会では指導主事が中心となり、幼児教育アドバイザーによる研修会や講演会を行い、教養と指導力の向上を図る。また、一貫教育研究会の教職員の主体的な活動による園と小学校及び中学校の円滑な連携を支援する。平たく言うと一貫教育、これが西伊豆町の一貫教育ということになるかなと思います。11番目、英会話への積極的な態度と英語力を育てるために指導主事と外国語教育推進委員会が協力して、園では英語や外国の文化に親しみを持たせ、学校ではネイティブな英語力を育てる等のそれぞれの学校で育てたい英会話の目標を設定する。そのためにALTを積極的に活用して取り組むということです。これは今もうすでにやっているところですが、それを学校教育推進委員会というのを去年再度立て直しましたので、そちらを中心に各学校の英語担当者が中心となって英語教育のさらなる充実を進めてもらいたいかなと思っています。12番目、有志の中学生を台湾に派遣すると共に台湾の生徒の受入れを保護者に働きかける。また、ALTや町内で働いている外国の若者との交流を通して、外国の文化を学び国際親善への理解を深め、世界への関心や夢を持たせるということです。今は台湾の方へはこちらから一方的にホームステイに行くだけなんですけれども、これは最初にやった時にホームステイに連れて行くそうすると向こうからも来るということで、生徒は行きたいんだけど保護者がホームステイを受け入れるのが大変だから手を上げないよというのがあったらしいですよ。そんなのがあって、2年目からはホームステイは行くだけというのになって、去年もそのかたちでやったんですけども生徒の顔触れや保護者の顔触れを見ましたら、この人たちならば向こうから受入れてくれることも可能なんじゃないかなと思いました。なので、これ条件ではありません。行くための条件ではなくて、行く行かないにかかわらず向こうから来たい子がいれば、うちでも受け入れますよというような家庭があればいいかということ募集の段階で呼びかけていきたいかなと思います。向こうの台湾の方の学校からも全員じゃなくても何人かでも良いので受け入れてくれるところがあれば行かせたいという意向を聞いてますので、数は1人、2人とか少なくなるかも知れませんが可能だという保護者がいたら向こうからの生徒も受け入れるような体制をやりたいなというふうに思っております。それを保護者の方に働きかけるというふうにしたいかなと思います。あとALTと今、学校の方で授業をやって来てます。アリアナなんかは中学で総合的授業の時間を使ってアリアナが考えた英会話の授業を去年から展開して、年間に3回くらいしか今取れてないんですけどもそのような活動をやって来てますけれども、学校だけでなくALTだけでなく西伊豆町内に色々な外国の若者が来て働いている方がいらっしゃると思うんですよ。成人式なんかだと招待は出してるんだけど全然来ないんですけども。もし可能ならばそういう人たちとそういう人たちが休みの日とかに、学校に来たりして子どもたちとその国のことについて話し合ってもらったりとか、そういう活動ができないかなということを探していきたいかなと思っています。13番目、社会教育授業の充実を図るということで、ALTを活用した外国語講座を行い外国語によるコミュニケーションの関心能力を刺激し、国際感覚を持つ町民の育成

を図る。②男女共同参画や生涯スポーツに関する新たな取り組みを研究し実践する。こちらの2つについては、去年も上げていたんだけども実現できていないので、夏休み中に小中学生を集めたサマーキッズイングリッシュはやってるんですけども、親というか大人を対象にしたものができていないもので、そういうものができないかというふうに思っております。ALTの勤務条件等もありますので、その辺を考えながらやればと思っております。カリンについては、JETプログラムではないので、町の職員としての採用ですので夜そういうのにやってもらうということも可能かなと思います。ただ他の2人のALTもサマーキッズイングリッシュには好意的に参加してくれていますので、夏休み中にそのような活動ができないかということをもた図っていきなと思っております。大雑把ですけども大体こんなとこです。

町 長：では今、教育長の方から西伊豆町の教育行政の基本方針についてご説明がありましたけれども、この中身について何かご質問等ご意見などございますでしょうか。

高橋委員：一般的なことでよろしいですか。大綱として4年計画ですよ。こういうのいつもそうなんだけど、今年度の重点取組も目標も7年度と同じ。項目としては、3番と4番がちょっと違っているということですか。こういうのがそのまま、なんというの表面だけで内容的なものがあるかどうかということなので、4年計画でこの13項目を取り組んでだと思ふんですけど。例えば今年度はこれを重点的にやろうとか、これ13項目を全てやってるんだと思ふんだけど、効果、PDCAとかそういうのは校長会とかであるのか。じゃあ来年度はこの辺を重点的にやろうとかとそういうのはなんかあるんですかね。

教育長：実際はそれはやってないですよ。私の方でこの判断でやってるところです。今年はいくつか項目も変わってきてはいるんですけども、この中でもちょっと新しく今年から入れようとしているのは、その12番の台湾のとそれと9番のコミュニティスクールについてのこと。これは大きくなるかなと思います。あと2番・3番の理念的なものに4番も含めてですけども理念的なものになりますけれども。あと5番ですね、人間関係作りプログラムこれは今年新たな取組になります。これについての評価というのはいちよとやっていない。これそのものについては、やってないです。

高橋委員：しっかりと学校の方に落ちていけばいいんですけどね。校長会等で校長がしっかりと理解したうえで取り組んでくれてれば良いと思ふんですけどね。

教育長：これについては、校長会で年度当初にもこれを作る時も一緒に色々意見を聞いて、また来月の校長会でもう1回これ確認をしてやっていきます。2月から学校の教育計画を作りますけども、その中でこれを参考に取入れていくようにということではより意識はしてくれていると思います。

高橋委員：そうですね。これを基本として各学校がその内容を入れてくれれば良いわけですよ。わかりました、ありがとうございます。

町 長：他はよろしいですか。ちなみに私の方から1点。町の予算を立てる時って10月くらいに来年度の予算編成方針を出して、予算折衝が終わって3月の議会に上程をしていくという手筈を組むんですけど、この教育行政の基本方針というのがあって来年こういう事業をしたいというのであれば、やっぱりこれも10月くらいに教育委員の皆さんに諮ってもらって、今7年ですけども仮に来年やるんだしたら令和9年度は西伊豆町として、子どもたちにこういうのをやったらどうかというのを皆さんから意見を出してもらったのを予算の方に反映をしていくとかの方が良いのかな。今ここで仮にこの基本方針を教育長から出されて委員の皆さんが色々ご意見をいただいたとしても、まず予算がありませんということになるとできないわけですよ。なので、逆に基本方針はもう9月10月くらいにお諮りをしながら次年度の事業を皆さんで考えるということでも本当に生きた教育委員の皆さんの意見が反映できるようなかたちのタイミングでやってもらった方が良いのかなんていうのを、今ちょっと高橋さんのお話を聞いて思ったので、そこは教育長と局長の方で引継ぎ等ありましたら言っていただければ。

教育長：今、町長の言う通りで本来ならば10月に作らなければいけないものかなと思いました。教育大綱も最初に作られているのは10月になっていたもので、自分が作る時それ4月にちょっと遅くなっちゃいましたから去年の前のやつも2月頃に作ったもので。これも自分の意識の中で2月に教育課程を作るのでそれに向けてこういうふうにしてほしいという方針を出すような考えでいたので、ちょっと作るのが去年の様子を見ながらということで冬休みに考えて3学期に出すというようなかたちになってましたけども。予算的なこと、例えばコミュニティスクールも本当にやると思うと予算を伴って来ると8年度はちょっとまだ始動はできないかな、まだ準備段階ぐらいで。学校の活動関係のを始めようと思うとやっぱりその予算を立てて9年度からになってしまうかなと思いますので、その辺を考えて来年度の今度の大綱も少し早めに行けるような方向です。また事務局の方と相談していきたいなと思います。

町長：はい、すみません。よろしくお願ひします。他に皆さんの方から何かござひますか。よろしいですか。またご不明の点がありましたら事務局の方にご連絡いただければと思います。それでは(1)につきましてはこれで終わりにさせていただきます、次に(2)の教育施策全般についてということで教育長の方から説明をお願いします。

教育長：もう1枚の綴じたもの8ページになりますけれども、学校における業務改革プランというのがあります。これは各市町いわゆる教職員の働き方改革ですね。それを進めるための計画を各教育委員会が作らなければいけないということになっています。それで始めているものです。ここで意見を聞いて、そして3月の校長・園長会で検討して具体的なものにしていきたいなと思います。1月に県の方からたたき台をいただいたものですから、それを元にして作っております。まず2ページのところの計画の趣旨と現状です。計画の趣旨についてですけども、学校では対応すべき様々な問題の発生により、教職員の業務の質が変化し、業務が増大している。そして教職員の心身の負担、教育活動の質の低下や教職への魅力の低下が懸念されている。国は令和7年6月に教育職員の給与に関する特別措置法を改正した。これにより教育委員会は教職員の業務の量の適切な管理、その他健康及び福祉の確保を図るための計画を定めることが義務付けられた。西伊豆町教育委員会は、教職員の心身の健康の保持・増進により、働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領等において目指しているより質の高い教育を行うために学校における業務改革プランを業務量管理・健康確保措置・実施計画として位置づけ、プランの対象を西伊豆町立学校の教職員とする。学校においては、プランを踏まえた業務改善目標を設定し、校長のリーダーシップのもと組織的改善を進めると共に個々の教職員も授業改善に取り組むものとするというものであります。これは教育委員会が作らなければならないということになって、これを今出しているところです。西伊豆町の現状については、令和3年10月に所管に属する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、西伊豆町立小中学校職員の勤務時間の上限に関する方針を定め、教職員の在校時間の管理及び時間の縮減に取り組んできたとあります。最後の1枚裏表がそれになっています。別紙7ページ8ページです。これが令和3年に作りました教職員の勤務時の上限です。健康管理の為ということで作ってあるものです。3番のところいわゆる勤務時間外の上限を定めるということです。原則は月40時間以内で年360時間以内を原則とするということです。特例として特別な事情がある場合は、月100時間未満、年372時間とあります。これは県がこういうかたちでやっているのだからそれに習って作ってあります。この勤務時間外というのは、4番の下の表にあるように実際先生たちは、授業が始まる今8時から4時30分までですかね。それが勤務時間、勤務の7時間45分プラス休憩45分というところになります。その両側の色の潰してあるところ、そこが勤務時間外に学校には来ているんだけども学校で朝のうちに授業の準備をしていたりだとか、放課後部活動の指導を4時半以降やっていたりだとか、あるいは教材研究をやっていたりだとかということで、今、小学校も中学校も大体6時過ぎまでいる方がちょっと多いかなと思います。この時間ですね。灰色の部分、塗り潰しの部分これを月45時間以内にするというものでやってきたところです。それを行うためにタイムカード裏のところにありますけれども5番

のところで把握の方法ということで、タイムカードを今学校には入れてあります。そちらの方で朝何時から何時まで勤務したかというのが全部記録できるようになっていて、毎月教育委員会の方にその報告をいただいています。では2ページに戻ります。2つ目の○からですね、真ん中の。こうした取り組みの結果、西伊豆町における教育職員の時間外在校時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであったということで。小学校では時間外ですね。8時から4時半まで以外に学校にいる在校時間その年の平均が小学校では月36.9時間、中学では月33.4時間となっています。先ほど45時間以内を目標としていたわけですがけれども45時間を超える割合が小学校では35%、中学校では20%。月80時間を超える割合になると小学校では1.6%、中学では0%ということです。カッコ内は県の割合です。時間外在校時間の年平均は県内の市町の中では、ほぼ真ん中で中間です。45時間を超える割合が教諭だけを見ると小学校が…、あっ、上の表の中のやつは管理職も入ったパーセントです。今、下に書いてあるのが教諭だけです。教諭だけを見ると小学校で26%、中学校で18%と小学校での業務の負荷が大きく、教頭においては、小学校は83%、中学校は58%となっております。業務の負荷が特に大きくなって小学校の先生の方が特に教頭ですね、教頭の業務の負荷が大きくなっていると思います。教職員の業務の精選と効率化を図ることで教育の質の向上のために必要な時間的な余裕を喪失することが必要であると言えます。こうしたこと踏まえて、公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものであるというふうになっています。3ページに行きます。目標、本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりである。1. 時間外在校時間に関する目標。1ヶ月時間外在校時間が45時間を超える職員の割合を0%にする。1年間における1ヶ月在校時間の平均時間を30時間程度にする。2. ワークライフバランスや働きがい等に関する目標ということで、四角のカッコ内は令和6年度の数字です。1つ目、年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。6年度の3小中学校の平均は14.7日でした。2つ目、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%まで減少させる。6年度は7%の者がおりました。その下のストレスチェックにおける健康リスクの値を100以下とするということで、西伊豆町では、総合健康リスクは86で良い方です。標準が100ということですので。仕事の量的負担とコントロールに関する健康リスクこれが100を超えて108になっていました。いわゆる仕事量が多くてちょっと負担を感じているという教師がちょっと多めということです。特別多いというわけではないです。県の中での大体平均的な範囲に入っています。その次に周囲のサポートに関する健康リスク。いわゆる管理職等からのサポートということ。その関係、これがリスク80ということは圧力は感じていないということになるかと思っています。これが100を超えてくると管理職からのプレッシャーがあるということになりますけれども、その辺は西伊豆町はどの学校も管理職はよくサポートしてくれているというふうになっていました。従って、仕事の量的コントロールこの辺が100を超えてるわけですがけれども、あとは100以下になっておりますので、この全てにおいて100以下になるようにしていきたいということが目標となっております。4つ目、教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組む生きがいを感じている職員の割合を100%にするというようにしたいと思えます。これはちょっと6年度のあれは無いので、この辺をこれから学校評価の中に入れて行ってもらうようにしていきたいと思っています。3. 計画の期間ですがけれども、第2次西伊豆町総合計画それと第3期西伊豆町子ども子育て支援事業計画、これが11年度までになっています。教育大綱は8年度に作り直すわけですがけれども、それらとの整合を図って令和8年度から令和11年度の3年間を新たな期間としてプランを改定して引き続き取り組みを推進するというふうにしたいと思えます。4. 実施する業務量管理。健康確保措置の内容です。西伊豆町では、本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組みます。1：業務の3分類を踏まえた業務の見直し。業務の3分類とは、そのア・イ・ウになります。まずア) 学校以外が担うべき業務。この分類の中では登下校時の通学路における日常的な見回り活動。これは学校以外がやるべきものとい

うふうに捉えます。地域や学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進します。PTA役員会、西伊豆町交通安全対策委員会等を通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進するということになります。今、朝の登校時に年度初めだとか交通安全週間とかになりますとPTAの役員さんとか交通安全指導員さんとかで朝の登校の見回りとか町の職員とかも含めてやってくれてると思いますけれども、それをまた継続発展してできれば学校の先生が出なくても良いような学校の方で準備できるような体制になれば良いかなと思います。次、祭りの日の夜間等における郊外の見回り。児童生徒が補導された時の対応。祭りの日の夜の夜間における見回りのついては、西伊豆町青少年問題協議会が行っている見回りに委ねることとし、学校における実質的な見回りは原則行わないこととする。これはもう現在も学校だけの見回りはやっておりません。昔はやっていたんですけども、ここもかなり長い間、青少年問題協議会でやる方に任せています。ただ、こちらの方に学校の先生も参加しているわけですけども、自分もこれにずっと出ているだけけれど、いわゆる火祭りだとか田子の祭りだとかそういう時の夜回りですよ。見回りのパトロールですけども、今、見てもほとんどこれ必要あるのかという感じがしますけども。特に青少年問題協議会では、色んな人が来るのもすごい30人とかすごい数になるんですよ。火祭りとか。こんなに必要なのかという感じがですけども。実際来ている他の団体の方からもこんなに必要というか負担というか、そんなところもありますので、ちょっとこの辺は青少協にも働きかけて、もうちょっと人数を少なくできないのかということ去年ちょっと話をしたんですけども、まだその辺は見直しはされていませんけれども、見直していく必要があるのかなと思います。学校の実質的な見回り、これは原則は行いません。その下に行きます。一番下ですね。学校警察連絡会議等において、補導された児童生徒の引き取りについては保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有するということです。いわゆる補導されたよとか、万引きで預かってるよとかと言うのはもう学校の方と家庭とで責任を持って行ってもらうということになります。次に行きます。裏に行くと4ページ。学校徴収金の徴収・管理・公会計化についてです。これも学校外でやることになりますけれども、学費等の学校徴収金については、徴収手続き等の精査を進め、教職員が現金を扱わない方向を目指すようにしていきます。方法として、松崎町ではインターネットバンキングとかそういうものを活用するようなことを始めたようですが、西伊豆町の事務さんたちの方では学校の方ではまだここはそういうのは始めておりません。これもちょっとインターネットバンキングも色々難しさというか、これをやっちゃったら今度はお金を持ってこない家庭があると、親が無視されちゃう家庭もあるなんていうところがあって、かえって学校で集めるよってやれば親は出すという現実もあるなんてことで、この辺についてはちょっと事務さんたちもちょっと躊躇しているところもあってこの辺は学校と相談しながら進めて行きたいと。ですので、手続き等の精査を進めるというふうな方向にしています。今、幸い西伊豆町は給食費とか全部町でやっているの、昔のように給食費を先生たちが保護者の家を回って集めるとかそういうことはしなくなっているのは大変ありがたいところです。その下に行きます。保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応について。令和9年度までに首長部局とも連携して、直接苦情等に対する相談窓口を設置するとともに学校が弁護士、県のスクールロイヤー等の専門家を活用することにより、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築することにしていきたいなと思います。県のスクールロイヤーがいますので、一昨年も指導主事が県のスクールロイヤーと学校の事案に対して相談したなんていうことはありました。そういうところを使って学校の方の第一段階は学校で対応してもらいますけれども、ちょっとこじれたりして学校では対応できなくなって来たような問題については、教育委員会等にそういう相談窓口、窓口と言っても学校教育係の中で担当者を決めるとかそういうものになるかと思いますが。あとは福祉課とかですね、そういうところとかと相談をしてそういうものができるか良いかなと思います。あとこの辺は町長

とかとも相談させてもらってそういう方向が構築できないかなと、それが2年間くらいでできないでしょうかとあってますけれども。その下に行きます。教師以外が積極的に参加すべき業務。調査・統計等への回答。学校家庭情報連絡システム「すぐーる」の機能等を活用することによって、町から学校に出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。これはもうすでに行うことができます。学校事務体制の強化のため、西豆共同学校事務室を支援する。これも今、松崎小学校の方に1人事務さんが配属されてそちらでやっています。そちらの方に教育委員会としても年2回の会合において学校事務体制の評価というものに協力しているところです。学校プールや体育館等の施設整備の管理。夏季休業中の学校プールの地域開放の管理業務について、教育委員会において外部委託を行う。これを目指してきたわけですが、予算を伴うものですから、この辺についてはすぐできるというわけではないかと思えますけども。今、夏休み中のプールの監視当番はPTAの方がやってくれています。ただプールの水質の維持とかそういうのが日直当番の先生が毎朝測ってとかとなっています。こういうものも含めて夏休み中については、そういう委託ができないかなというふうに思います。これもお金がかかることなのですぐというわけにはいかないかなと思います。あと体育館の地域開放の管理業務について教育委員会において行う。これはもうすでにできています。部活動についてです。令和13年までの原則休日のすべての部活動の地域展開を目指して、教員の業務兼業や保護者・地域住民の協力を得て教職員の負担軽減を図る。休日の部活指導者の確保のためにまずスポーツ指導者ですね、スポーツ指導者の人材バンク。こういう人がやっても良いよというような人を募って登録バンクを作っておきたいなど。まずそれが一歩かなと思います。人がいるかどうかですよ。実際に指導するとなった時は、町の会年度職員として採用して活動に応じた手当を支給するというふうになるかと思えます。大体、県の方なんかでは大体時給1,800円くらいで考えているようですよね。それが土日のどちらかで3時間位とかというようなかたちでお願いすることになるかと思えます。これを町だけでやれば、学校の先生が顧問と一緒に組んでやることができるんですよ。国の補助をもらおうとすると国は先生と一緒にやるんじゃだめだと言っているんです。雇った人間が1人でやらなきゃだめだ。そうしないと教師の働き方改革にならないので、ちょっと国の方のだと外部の民間の方1人にお任せしなければならないというところがあるかなと思います。ちょっとその辺は難しさがあるかなと思いますけど。慣れてくればそういうかたちになっていくかなと思います。その下、平日の部活動については、活動時間の適正化を継続する。今、中学の部活動は全部4時半で終わっています。昔のように5時、6時までやっているとかそういう状態にないです。4時半には終わるような年間通して終わるような工夫をされていますので、勤務時間と同時に先生たちは帰ろうと思えば帰る状態にはなっています。それともう1つは、部活動の精選を行い複数顧問体制による個々の教職員の負担軽減を図るということです。今、教職員も中学の先生も少なくなってきました。多い時は1つの部活を2人の先生がいて、正顧問・副顧問がいて正顧問が忙しい時は副顧問がとかというのがありましたけれども、今もできるだけそういう2人体制、1人の先生が2つの部の副顧問になったりとかいうかたちで2人体制をとっていますけれども、それはもう部活動自体生徒の数も少ない教師も少ないということで、部活動の数自体、今6部活ありますけど4部活ぐらいに減らしても良いんじゃないかなんて私は思っていますけれども、そういう数の精選ですね、それを行ってほしいなと思います。かつて田子中は4部活にしたんですよ。中学統合でまた6部活になりましたけれども。ちょっとこの辺は保護者の要望とかもあるかと思えますのでなかなかできませんけれども、すぐにはできませんけれども、逆にスポーツ人材・指導者人材に保護者に入ってもらいたいなとも思います。そういうバスケットの指導のできる、バスケットの経験があるとか、バレーの経験があるとか保護者がたくさんいますので、全くやったことがない先生がやるよりはそういう方が登録してくださって面倒を見てくれると、土日なんか面倒を見てくれると良いかなと思っています。そういうことも考えていきたいなと。行く必要がもう迫っていると思ってい

ます。最後、ウ) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務ということで、授業の準備・学習評価や成績処理この辺については、採点業務を補助する教員業務支援員スクールサポートスタッフ。これは今、全校に配置されております。これを継続していくことです。学校の近くの方でないといけないという県の条件があるので、2キロ以内の方で探すのになかなか大変ですけども継続して見つけていきたいと思っております。あと校務支援システムこれ今、すでにやっております。出欠管理や成績処理をやっております。あと小学校では、AI型ドリルとか使っていますけれどもそれを上手く使えば復習の家庭学習のための問題を作ったり、採点も機械が全部これやってくれるのでそういうものを使ったり、あとこのような情報システムを活用して教員の事務負担を軽減することができるのではないかと思います。5ページに行きます。支援が必要な児童生徒の家庭への対応ということで、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが参加する生徒指導関係の校内会議を行い、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携協働した支援体制を構築するということです。今はスクールソーシャルワーカーがわりと先生たちとあまり話す機会が無いようですので、その辺を話せるように校内の会議にもそういう人たちが入れるような工夫をしてくれということを今、校長にお願いしているところです。その次、教育委員会において、いじめ問題対策協議会それと教育支援委員会、特別支援教育連携推進協議会を行っております。これは引き続き実施して、学校が組織として関係機関と連携協働し、適切な役割分担のもとに支援の行いができる体制を構築する。その次、健康福祉課と連携し、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。次、授業等における児童生徒の支援にあたる教育支援員を町採用で各校に配置し、教室での支援を行うと共に教室に行かない児童生徒が別室で学習する場合に教科担当や学級担任と連携して支援にあたる。これは今、田子公民館を使った支援センターがありますけれども、校内支援センターができないかということで特に中学の校長と相談しているところです。先ほどにもありました中学の方には支援員は2人もとも教員免許を持っている人間ですので、その人たちもこの話をしたら「できますよ。」ということ言ってくれていますのでその辺、校内支援センターみたいなものができるようにしていけたらと思っています。その次、複式学級担任の負担を軽減すると共に児童生徒の学力保障を図るために教員免許を有する複式学級補助教員を配置する。これはお陰様でできております。教員の教材研修の時間を確保するため、小学校の放課後学習に地域の人材を活用する。これも今、校長裁量の予算枠を使って賀茂小とかで行ってくれています。2番、学校における措置の推進。学校における以下の措置を推進することで教育職員が担う業務の適正化を図ることで、各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制の源になるように見直す。今、国の方も標準授業時数を下回って良いというふうになっています。昔は厳しかったですけども。ただそれを大幅に下回る場合は指導していきたいと思っております。当初の狙いが形骸化し十分の成果が見込めない活動の見直し。それと清掃時間いわゆる清掃の頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など日課表を工夫してもらう。これ、西伊豆中が去年すごく工夫してくれました。GIGAスクールの構想の下での校務DXチェックリストやデジタル技術の活用により、校務の効率化を図る。校務DXチェックリストというのがあるんですけど、これ県の方ではこれを進めているんですけども、ちょっと私も見たことがないやったことないんですけども、どれだけ情報化できてますかということをチェックする。ただ、それをやるとかえってその作業が負担だなと思いましたがけれども、そこにあるチェックリストにあるような内容を学校の中で意識して活動していってくると良いかなと思っています。それとあと赤字のところ。勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に配置する。この辺については、ちょっとお金のかかることでもありますし、それと学校長とも相談してこの辺必要かどうか確認しながらやっていきたいと思っております。県内ではこういうのが大変多くなってきているようです。松崎町も6時以降は録音電話というんですか、そう

いうのにしているようです。この辺もちょっと学校と相談して必要かどうか確認しながらやれたらと思います。教職員の健康及び福祉の確保に関する取組として、その下の・の方で1ヶ月時間外、1ヶ月の時間外在校時間が8時間を超えた教職員に医師による面接指導を推奨する。これ、昨年度2人ほどいますので校長の方からそれとなくそういう人がいたらかかってくることを声掛けするようにはしていきます。あっ、8時間を超えた人はいません。いたのはその下。就業から翌日の始業までに11時間以上の休憩時間の確保に取り組むということになっています。いわゆる前の日の夜8時まで仕事をしたら次の日は7時前には来るなよと言うようなことです。要するに7時前には学校に来るので、学校に残るのは最大でも8時までということ。11時間はインターバルを空けろということ。それとストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果も活用し職場改善を推進する。心身の健康問題について相談があった場合、関係部署と連携して医師等を紹介する。このストレスチェックで高ストレスとなったのが昨年2人ほどいましたので、そういう方は学校長を通して誰とは言わないで学校長から高ストレスになっている人は医師に相談したらどうですかということ投げかけるようにはしていきます。ただ、このストレスチェックがその日の気分によって大分変わるもので、高ストレスになったからと言って継続的なものでない場合もあります。その次に行きます。最後の6ページ、年休についてまとめた日数を連続して取得できるように各校に対して取得を促進する。今まででもやっていますけれども。あとは定時退校日を月4回以上設定するよう推進する。これはまだこういうのをやっているところはないので、この辺は設定してもらいたいなと思っています。長時間休業の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行う。これはもうできています。夏休み中に3日間取っています。5日取っているのは県内にもあるかと思いますが。次、早出・遅出勤務制度、テレワークの導入について検討を行う。これについては、用務員さんがこれをできないかなと思っています。用務員さんとこの前に面談した時に夏休み、ものすごい真夏の暑い時に仕事するの大変なので、どちらかと言ったら朝ちょっとゆっくり来て、夕方遅く陽が下がったところに草取りできたりするとありがたいなことを言っていました。それは夏休み中ならそれでも可能かなと思いますし、その辺は校長とも相談してやってくれということで校長にも話は今しているところです。テレワークというのも、これは夏休み中だったらできるのかなど。年休は取りたくないという先生もいるんですけども、テレワークとかたちで夏休み中に家で教材研究や何かできると、そういうかたちは可能ではないかなと思いますけれども。そんなことは検討してもらえたらと思っています。関連する取組の着実な実行を図るために教育委員会と各学校の財務時間状況を把握していくということで今これは行われています。これを定例会の方で学期ごとに今状況を確認して、定例会の方で報告できるようにしたいなと思っています。今、そういう全部自分で作ってありますので学校から来た報告を入れれば直ぐにグラフ化できるようにしてありますので、それを作りましたのでそれで報告ができるかと思っています。その次、時間外在校時間に係る目標の達成状況については、出勤管理システムで把握して、目標についてはストレスチェックの結果、その他の目標はストレスチェックの結果で把握するということです。あと教育委員会において、各学校の状況を認識し計画内容を照らして、課題が見られる時は当該学校に聴き取り指導、特に時間外が長くなっている教職員がいる学校。持ち帰り、休憩の確保が課題となっている学校に対してもやはり改善の指導をしていくようにしたいということです。各学校における働き方改革の取り組みはそのように、様々な機会を捉えてこの計画を各学校で周知すると。管理職に向けたマネジメントと研修を充実させるなど、校長会で行えると思います。あとは各学校では、校長とリーダーシップのもとで学校運営協議会とか協議等も踏まえつつ、教職員の働き方改革に向けた取り組みを実施するということです。保護者や地域の理解を促進するために首長部局を連携し、保護者や地域の各自治会等に対して西伊豆町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理、これですね、このことについての周知を行うとともに具体の項目について協力を得られるように図るということで

す。あと地域ボランティアの確保・充実。これは首長部局、学校運営協議会と連携して取り組むということで、学校の協力者、これを見つけて登録していきたいということになると思います。すいません、長くなりました。

町 長：はい。ただ今、教育長の方から教育施設全般についてということで「学校における業務改善プラン」について説明がありました。これについて何かございますか。よろしいですか。

高橋委員：ちょっといいですか。ワークライフバランスは結構国でも特にニュースなんかで教師の問題が出ますよね、志願者が少ないとか。大分改善されてきてるんじゃないかなって感じていたんですけど、大分されているんですね。

教育長：はい。ほとんどできているもの、すでにできているものも沢山あります。特に時間外勤務なんかは西伊豆町は良い方ですね。あんまり8時間を超える人はほとんど1%小学校でこれ教頭です。ありましたけれども。それも一時のもので、いつもではないので1%しかなくなっていませんけど。

高橋委員：大分、勤務時間管理は厳しくなっていると思うので、やたらめったらそんな超勤なんかさせない。

教育長：長時間働くのは、要は時間外手当ては教職員は付きませんのでね、その点もあって国なんかは時間外をさせないようにということだと思います。

高橋委員：時間外手当てが出ないっていうのは、どういう…その何とか手当てというのがあるんだっけね。

教育長：教職調整手当てというのがあります。痛しかゆしで自分なんかもそうですけど、やっぱり授業を面白くしようと思うとどんどん工夫しちゃうんですね。結局、これやってこれやってとか今は帰ってまたネットで色々調べられるので色んなのを調べたということで1時間の授業をやるためには2時間3時間準備していたりとか、それはが計り知れないので。それで持ち帰りです。だから帰ったからと言って持ち帰っていないかというところでもない。それがあって一律に残業手当てというかたちは教職員は取っていないんですね。どこまでが必要なのか図れないというようなことで。早く帰るけど結局家でやっている人もいるしというようなことですね。自分は持ち帰りの方が多かったですけども。大体、24時間の内の18時間位は仕事をしているという感じが多かったですけども、睡眠以外は。

高橋委員：まあ大分昔に比べれば改善されているということですね。

教育長：ただ教師によっては先生によっては、授業の準備をするのが楽しいからやっているというのがありますから。

高橋委員：定時退校日も週1で。

教育長：週1ぐらい、今は役場も週1でやっているの。

高橋委員：週1でね、これも定着させた方が良いでしょうね。

教育長：水曜日にやっている学校もあるかとは思いますが。

高橋委員：水曜日が良いね。うちの方なんかもそうだったね。

教育長：ただ声はかけたけど決めてはいないと思います。

町 長：はい、他に何かありますか。では特に無いようでございますので、以上で本日の予定をしておりました議事を終了いたします。では、事務局にお戻りいたします。

事務局長：はい、ありがとうございます。それでは、以上を持ちまして令和7年度第2回の西伊豆町総合教育会議を閉会といたします。本日はありがとうございました。